様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2023 年　11 月　10 日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） さんけんでんきかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 　 サンケン電気株式会社  （ふりがな） たかはし　ひろし  （法人の場合）代表者の氏名 　髙橋　広　 印  住所　〒352-8666  埼玉県新座市北野３－６－３  法人番号　　　3030001045666  　情報処理の促進に関する法律第３１条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ① サンケンレポート2022  ② 当社公式ホームページ DX | | 公表日 | ① 2022　年　11　月　30 日  ② 2022　年　04　月　16 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ① 公表方法・場所：当社HP IR情報 内  https://ssl4.eir-parts.net/doc/6707/ir\_material\_for\_fiscal\_ym1/125134/00.pdf  記載箇所・ページ　サンケンレポート2022　P16,P25  ② 公表方法・場所：当社HP　DXサイト内  https://www.sanken-ele.co.jp/corp/dx/policy/index.html  記載箇所ページ：トップメッセージページ | | 記載内容抜粋 | 〇デジタル技術による外部環境変化の認識  環境を重視する市場の変化や多様性の尊重に向けた社会の動きに対応して、新たな価値の創出に努めていきます。  パワー半導体を巡るビジネス環境の変化に対して、サンケングループでは先進的なデジタル技術の採用による業務の大幅な生産性向上を狙い、DXを積極推進しています。  〇経営ビジョンの策定・公表  当社グループがサンケンコア・レジリエンスの基盤と  位置づけているのが、DX の推進です。  グループ共通のビジョンとして「サンケンデジタルビジョン」を制定し、「わたしたちはデジタル技術の積極活用を通じて全ての従業員の業務を快適で生産性の高いものに変革することによりお客様に革新的な製品・サービスを提供し社会のイノベーションに貢献していきます」と宣言しました。  〇経営ビジョン実現に向けたビジネスモデルの方向性  デジタル技術の導入を通じて生産システムの高度化を図るスマートファクトリーの実現に取り組んでいます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 公表媒体①、②共に、取締役会で承認された経営の方針に基づき作成されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. サンケンレポート2022   ② 当社公式ホームページ DX | | 公表日 | 1. 2022　年　11　月　30 日   ② 2022　年　04　月　16 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法・場所：当社HP IR情報 内   https://ssl4.eir-parts.net/doc/6707/ir\_material\_for\_fiscal\_ym1/125134/00.pdf  記載箇所・ページ　サンケンレポート2022　P16、P19   1. 公表方法・場所：当社HP　DXサイト内   https://www.sanken-ele.co.jp/corp/dx/promotion/index.html  記載箇所ページ：DX推進体制、環境整備ページ | | 記載内容抜粋 | 1. 経営ビジョン・ビジネスモデルを実現するための戦略   サンケンデジタルビジョンの具現化に向け、サンケングループでは２つの戦略を掲げています。  1.製造業のDX  スマートファクトリー化による生産性向上に向けた施策を推進しています。具体的には、装置運用保守の予兆管理の徹底や、無人化、製品品質の官能検査の自動化を通して生産性を向上していきます。  2.人財育成  業務に携わるすべての人財が DX に取り組めるよう、DX 教育プログラムを策定しています。   1. 統合デジタル基盤   当社では、各業務で扱うデータを有効活用し、また、デジタル技術の標準化でDX施策を迅速に展開するための支えとなる、新たなIT基盤の整備を進めていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 公表媒体①、②共に、取締役会で承認された経営の方針に基づき作成されている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 記載箇所・ページ   サンケンレポート2022 P19「3.DX経営」  ② 記載箇所・ページ  当社HP DXタブ DX推進体制、環境整備 | | 記載内容抜粋 | 〇戦略を推進するための体制  3.DX経営  「DX 推進に必要な IT 施策の選定と投資の最適化を目指し、新たにDX推進統括部を設置しました。  　デジタル施策の投資効果を判定する「DX 推進プロデューサー」を任命し、部門の課題に沿ってデジタル変革の効果が期待できるテーマを設定しています。  　さらに、当社グループの DX 推進における意思決定のため、経営トップ主催の「DX 推進会議」を設置しました。経営トップの意思を DX プロデューサーの取り組みに確実に反映させていきます。」  〇人材の育成・確保  「2021 年度より、国内工場を含めた全従業員への DX 浸透教育を実施しています。サンケン電気本社では、まずコア人財として 250 名のデジタル人財の育成を進めています。」 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所・ページ  　当社HP DXタブ DX推進体制、環境整備 | | 記載内容抜粋 | 「DX推進に寄与する統合デジタル基盤」のページ  IT基盤は、デジタル技術による業務変革を担う「アプリケーション」、業務に必要な情報を担う「データベース」、それらを支える「ITインフラ」の3要素で構成します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | サンケンレポート2022 | | 公表日 | 2022　年　11　月　30　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法・場所：当社HP IR情報 内  https://ssl4.eir-parts.net/doc/6707/ir\_material\_for\_fiscal\_ym1/125134/00.pdf  記載箇所・ページ　サンケンレポート2022　P19 | | 記載内容抜粋 | ・製造業のDX  　オペレータ一人当たりの生産性 2 倍を目指します  ・人財育成  　サンケン電気本社では、まずコア人財として 250 名のデジタル人財の育成を進めています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022　年　11　月　30　日 | | 発信方法 | https://ssl4.eir-parts.net/doc/6707/ir\_material\_for\_fiscal\_ym1/125134/00.pdf  サンケンレポート2022　DXの推進　P16　社長メッセージの掲載 | | 発信内容 | ESG 経営とともに、当社グループがサンケンコア・レジリエンスの基盤と位置づけているのが、DX の推進です。グループ共通のビジョンとして「サンケンデジタルビジョン」を制定し、デジタル技術の積極活用を通じて、事業と業務の生産性を高めると同時に、お客様に革新的な製品・サービスを提供し、社会のイノベーションに貢献することを宣言しました。  当社グループでは、サンケンデジタルビジョンの具現化に向けて、ふたつの戦略を実行しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021 年　10 月頃　～　　2022　年 10 月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」に自己診断結果を記入し、2022年10月31日に自己診断の入力サイトから提出した。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022 年　03 月頃　～　継続的に実施 | | 実施内容 | 当社の定める、「情報システム管理規程」および「情報システムセキュリティー要領」のもと、「サンケンネットワークセキュリティーガイド」にて当社ネットワーク・機器に対するセキュリティー機能や規則、管理方法を策定・運用している。また、定期的に全社員向け標的型攻撃メール訓練/教育を実施し社員のセキュリティー意識の向上をはかっている。これらのプロセス実施状況について内部監査を実施済み。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。